

別記

野書

日本マイカ製作所對従業員労働争議、合議調停官ノ斡旋ヨリ左記条件ヲ以テ協議ニ決シタルニ付、ハ茲ニ四月三日、三通ヲ作製シ、当事者双方及調停者各一通、土ヲ保持スルニ付、トス

言

- 一、本争議ニ関シ従業員ハ陳謝ノ意ヲ表スルコト
- 一、工場主ハ解雇懲戒者ノ復職ヲ再認スルコト
- 一、従業員ノ従来ノ日給ハ之レヲ低下セザルニト
- 一、工場主ハ漸次原料並ニ作業能率増進ニ必要ナル投資ヲ改定シテ請員作業ニ関シ従業員ノ實收ノ増加スルコトニ最善ノ努力ヲ拂フコト
- 一、衛生設備ノ改善ハ之レヲ實施スルコト
- 一、工場主ハ異職手當其ノ他ノ要未ニ関シ善意ヲ以テ考慮スルコト
- 一、工場主ハ争議團ニ對シ全一討(四百円)ヲ支給スルニト

昭和六年五月六日

日本マイカ製作所主 庄 岡 常次 部
 関東合同労働組合代表 望 月 清 次 部
 日本マイカ従業員代表 山 田 清 次 部
 調停官 神 前 原 春 次 部

0. 1. 14
2364

労社第一三三五第

昭和六年四月八日

警視總監

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會 局長 官 殿

天野時計宝飾品株式会社、労働争議ニ関スル件

要旨、会社ハ生産制限ヲ理由トシ、振付工三名ヲ解雇セルヲ爲被解雇者等ハ懇請盟、
 一、右後、下ニ八通ノ要承書ヲ提出シテ交渉中

一、争議發生ノ場所 麹町区平河町五丁目三番地 標記会社平河町
 時計組本部

發生 四月二日 解決 四月三日
 使用労働者 八名
 争議参加者
 関係労働組合 三同盟

代表者 天野時計宝飾品株式会社
 社長 天野啓太郎